

学長のリーダーシップ強化に伴う監事等による学長の業務執行のチェック機能の確保について（大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議審議まとめ）

平成28年3月31日

学長のリーダーシップが強化されたことに伴い、学長の業務執行についてのチェック機能の重要性は高まっている。これに鑑み、監事にどのような人を得てどのような機能を発揮すべきか、課題等について整理を行った。

（１）監事の業務及び監査機能の強化についての現状

ア）監事の業務

監事は、国立大学法人の業務の監査を行い、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは学長又は文部科学大臣に意見を提出する権限を有する。その具体的な監査事項として、

- ①関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- ②中期計画及び年度計画の実施状況
- ③予算の執行及び資金運用の状況並びに決算の状況
- ④物品及び不動産の管理状況
- ⑤人件費の状況

が想定される。

監事は、毎年度はじめに、業務に関する事項、重点業務監査事項、会計経理に関する事項等の年間計画を策定した上で、学長に提出し、監査業務を実施している。さらに、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、部局長等会議、人事委員会等の重要会議に出席をし、必要に応じて監事としての意見を述べる。

イ）監査機能の強化

平成27年3月の独立行政法人通則法の改正において、監事の監査機能の強化が行われたところであり、具体的には、以下の通り。

- ① これまで特段の規定がなかった「監査報告」の策定が規定された。また、監査報告の記載事項として
 - ・ 監事の監査の方法及びその内容
 - ・ 国立大学法人等の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
 - ・ 国立大学法人等の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

・ 国立大学法人等の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実等が規定された。

- ② 監事は、国立大学法人等の役員及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- ③ 監事は、いつでも、役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる。
- ④ 文部科学大臣に提出する書類の調査を行う。
- ⑤ 役員の不正等やその恐れ、法令違反、著しく不当な事実があれば、遅滞なく、国立大学法人の長に報告するとともに、文部科学大臣に報告する。
- ⑥ 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する財務諸表の承認の時までとする。

ウ) 内部監査業務との関係について

各大学においては、例えば監査室などにより、監事の職務を補佐する体制を整えるとともに、監事の監査結果を適切に反映させる動きが進展している。一方、各大学の監査室などが実施する内部監査業務は、各大学における運営諸活動の遂行状況を合法性及び合理性の観点から検討及び評価し、当該検討及び評価の結果に基づく情報の提供並びに改善及び合理化のための助言、提案等を通じて、各大学の健全な運営を確保すること等を目的として実施され、その結果を主として学長に報告することとされており、監事監査とは独立して実施されている。

(2) 課題

以上のような監事の監査機能の強化は行われてきたところであるが、学長のリーダーシップ強化に伴うチェック機能を充実するため、課題事項について以下のとおり整理を行った。

ア) 監事の選任

監事に関しては、原則以下を要件として大学の意向を踏まえた上で、文部科学大臣が任命している。

(年齢) 常勤は 69 才まで、非常勤は 74 才まで

(任期) 2 期 8 年程度 (再任は 1 回)

(その他留意事項)

- ・女性監事の配置に努める
- ・当該大学への勤務経験を有する者に関しては、離職後の経過年齢を考慮
- ・利害関係営利企業在籍者の就任は自粛

このように、監事は各大学の意向を踏まえた上で文部科学大臣が任命しているが、今後、幅広く人材を確保を行うために、例えば、公募であるとか、選考会議を設けるなどの工夫が必要ではないかという課題が挙げられる。

これについて、本検討会においては、以下のような意見があった。

- 監事にどういう人を任命すべきか、整理が必要である。
- 監事の役割として、学長に徹底的に物を言える素質のある人を選任すべきである。
- 学外から人選を行い、当該大学に利害関係がなく、学校会計を把握できる人を選任すべきである。
- 特に常勤の監事は、企業の監査をやったような人が適正である。ただし、給与差があるのが課題である。
- 監査される対象の人が監査する人を推薦する現状は、国立大学のガバナンスの体制としては課題がある。他方で、大学の関係者が何らかの形で監事の候補者を考えるというのは妥当ではないかという意見もある。

<提言①>

⇒文部科学大臣の監事の任命に当たっては、各大学において経営協議会や学長選考会議の委員の活用も含め、監事を選考するための会議を設置し、各大学における監事の役割や求められる人材像等を明確化した上で、透明性あるプロセスによって選考を行うことが適切である。

イ) 監事の数

監事は、法人の規模にかかわらず、2名置くこととされている。複数名置くことにより、より広範な観点から適切な監査業務が行われることを期している。2名のうち、1名は学外者を任命することとされており、具体的には、1名は会計監査に精通した者、もう1名は当該大学の行う業務に精通した者としている。監事の機能が強化されていく中、2名の体制は十分か、大学の規模によっては、2名以上置くことも許容すべきではないかという課題が挙げられる。

これについて、本検討会においては、以下のような意見があった。

- 企業は、監査会として物を言える体制を作っており、大学においても工夫が必要なのではないか。

ウ) 監事の勤務体制等

現在、小規模の大学を中心に、監事が2名ともに非常勤である大学は、39大学である。常勤・非常勤については、各大学が判断しているが、少なくとも1名は常勤とすべきではないか、また、報酬額は適切か（平均11,612千円（平成26年度））という課題が挙げられる。

これについて、本検討会においては、以下のような意見があった。

- 少なくとも1名は常勤にして、日常的に監査業務を行う体制が必要ではないか。
- アンケート結果からは監事は必ずしも常勤である必要がないという意見や、監事の予算措置は十分であるという意見が大半となっているが、学長のリーダーシップが強化されたことに伴い、学長の業務執行についてのチェック機能の責任をとるためには不十分ではないか。

<提言②>

⇒大学の規模や総合大学・単科大学の別等に応じて監事の具体的な役割や業務内容が変わってくることから、各大学における監事業務の実態を把握することが必要である。また、各大学における常勤監事及び非常勤監事が平均して週に何日程度勤務しているのかという具体的な勤務実態を把握した上で、監事の常勤化について検討を行うことが適切である。このような観点について、監事協議会等と連携の上でより詳細な把握を行い、監事監査体制について検討を行う必要がある。

エ) 監事の業務を補佐する体制の整備

各大学では、例えば、監査室などにより、監事の職務を補佐する体制を整えている（大規模大学で7名、中規模大学で3名、小規模大学で2名等）が、大学によっては十分な人数を配置できない等の課題がある。また、各大学の中では、会計等の業務に携わってきた者が担当していることが多く、大学間の人事交流もあまり多くはないため、専門性のある人材の育成・確保に課題がある。

これについて、本検討会においては、以下のような意見があった。

- 本来、内部監査室というのは、学長が大学内で指示したことがそのとおりに守られているかどうかを監査するものであり、監事の補佐業務を兼ねることは問題ではないか。

上記の観点の他、以下の点について提言する。

<提言③>

⇒リスクを未然にチェックする業務監査の重要性が指摘されており、法令遵守の観点、中期計画等の実施状況、予算の執行を監査するというところから、どこまで拡大をすべきなのかを改めて整理する必要がある。

⇒監事が役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、部局長等会議、人事委員会等の重要会議に出席をして監査報告を作成することが必要である。

⇒監事同士の研鑽も重要であり、横の連携を強化することが必要である。そのため、文部科学省においても監事協議会等の協力を得ながら監事研修の充実を行うことが必要である。

(参照条文)

○国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）

(役員)

第 10 条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人を置く。

(役員職務及び権限)

第 11 条 (略)

- 4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- 7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(学長等への報告義務)

第 11 条の 2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(役員任命)

第 12 条 (略)

9 監事は、文部科学大臣が任命する。

第14条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(役員任期)

第15条 (略)

- 3 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。